

2020 年 3 月 25 日
株式会社山陰合同銀行

口座開設アプリご利用時のキャッシュカード送付方法の変更

犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)施行規則の改正に伴い、口座開設アプリにてお口座開設をいただいた際のキャッシュカード送付方法を変更いたします。

1. 送付する郵便種類の変更

変更前	変更後
・簡易書留(転送不要)	・本人限定受取郵便 (特定事項伝達型、転送不要)

2. 本人限定受取郵便のお受け取り方法

- (1) 郵便局からお口座名義人様宛てに「到着通知書」が届きます。
- (2) 「到着通知書」に記載の郵便局へご連絡いただき、ご自宅もしくは郵便窓口にてキャッシュカードをお受け取り下さい。

【ご注意】

- ・お口座名義人様ご本人以外の方は、ご同居のご家族含めお受け取りいただけません。
 - ・「到着通知書」受領後、速やかに郵便局へご連絡ください。
 - ・お受け取りには顔写真付き本人確認書類のご提示が必要となります。
- 詳しくは日本郵便の[ホームページ](#)をご確認ください。

3. キャッシュカードをお受け取りいただけなかった場合

郵便局の定める保管期間中にキャッシュカードをお受け取りいただけなかった場合、お口座開設の申し込みは無効とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

4. お問い合わせ先

山陰合同銀行ダイレクト支店

フリーダイヤル 0120-390245 受付時間: 平日 9 時～17 時(銀行休業日を除く)

以上